

東海市選挙管理委員会告示第6号

公職選挙法第22条第1項及び同法施行令第14条第1項の規定により、選挙人名簿の登録日の変更について次のとおり告示する。

令和8年1月19日

東海市選挙管理委員会委員長 稔 田 とし恵

定時登録日

変更前 令和8年3月1日（日）

変更後 令和8年3月2日（月）